

# 国立大学法人茨城大学農学部サバティカル制度 実施細則

〔平成19年 7月11日〕  
細則第 18 号

(趣旨)

**第1条** この細則は、国立大学法人茨城大学サバティカル制度規程（平成16年規程第10号。以下「規程」という。）第11条の規程に基づき、農学部（遺伝子実験施設を含む。以下「学部」という。）におけるサバティカル制度の運用に関し必要な事項を定める。

(資格)

**第2条** サバティカル制度を利用する資格を有する学部に所属する教員（以下「教員」という。）は、規程第3条に定める資格を有する教員で、かつ、サバティカル期間終了後、国立大学法人茨城大学（以下「大学」という。）の常勤教員として2年以上勤務できる者とする。

(利用期間及び利用形態)

**第3条** 学部におけるサバティカル制度の利用期間及び利用形態は、次の各号のとおりとする。ただし、利用期間は、原則として事業年を超えることはできない。

- (1) 3月以上6月以下について、校務及び社会連携活動に係る職務並びに講義（実験・実習・演習を含む。以下同じ。）を免除
- (2) 6月を超えて1年以下について、校務及び社会連携活動に係る職務を免除

2 前項ただし書きの規定にかかわらず、前項第2号の場合で、特別の理由があると学部長が認める場合には、事業年を超えて許可されることがある。

(サバティカル期間中の職務の補填)

**第4条** サバティカル制度を利用しようとする教員は、サバティカル期間中に免除されようとする校務及び社会連携活動に係る職務について、代理を依頼することができる。

2 サバティカル期間中に免除されようとする講義については、前項に準じて代理を依頼するか、又はカリキュラム編成に支障をきたさない範囲で、開講時期を変更することができる。

(申請手続)

**第5条** サバティカル制度を利用しようとする教員は、サバティカル制度の利用期間及び利用形態を選択のうえ、規程第7条に定める申請書類を作成し、原則として利用開始の前年度12月末日までに、学部長へ申請しなければならない。

(承認手続)

**第6条** 学部長は、教員から申請があった場合、企画調整会議に諮り、その意見を聴した後、実施計画等を承認し、学長へ申請するものとする。

2 学部長は、学長の承認があった場合は、その旨を教授会に報告するものとする。

(選考基準)

**第7条** 企画調整会議は、別に定める選考基準に基づいて選考する。

## 附 則

この細則は、平成19年7月11日から施行する。